

自動車運転者の方

※令和3年3月までは従来の様式を使うことも可

時間外労働
休日労働に関する協定届

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
一般乗用旅客自動車運送事業		〇〇タクシー株式会社		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（電話番号：〇〇-〇〇〇-〇〇〇）			
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため（詳細は別添協定書記載のとおり）	自動車運転者	別添協定書記載のとおり	1週40時間	別添協定書記載のとおり		令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため (詳細は別添協定書記載のとおり)		自動車運転者	別添協定書記載のとおり	4週4日以上	別添協定書記載のとおり		令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

定の成立年月日 令和3年3月26日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 〇〇タクシー労働組合
氏名 執行委員長 〇〇〇〇

※協定書を添付するので押印不要（押印しなくてもよい）、

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（信任投票による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和3年3月30日

使用者 職名 代表取締役
氏名 〇〇〇〇

※過半数組合がない場合、過半数代表者の選出方法の記載（信任投票による、など）と、一番下のチェックボックスにチェックを入れる必要があります。

〇〇〇〇 労働基準監督署長殿

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇タクシー株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と 〇〇タクシー労働組合 執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社 労働者代表〇〇〇〇) は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間 (1 週 40 時間、1 日 8 時間) 並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働 (以下「時間外労働」という。) 及び労働基準法に定める休日 (毎週 1 日又は 4 週 4 日) における労働 (以下「休日労働」という。) に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第 2 条 甲は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期 間
				1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)		
					1 箇月 (毎月1日)	1 年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙および顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	40	5	50	450	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
		自動車整備士	4	4	45	630	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	5	4	45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	3	4	45	360	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。) に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
季節的繁忙および顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	40	法定休日のうち、2週を通じ1回 始業及び終業時刻は、あらかじめ勤務割表で定められた始業及び終業時刻とする。	令和3年 4月1日 から 令和4年 3月31日 まで
	自動車整備士	4	法定休日のうち、4週を通じ2回 始業時刻 午前8時 終業時刻 午後5時	
事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	5		
毎月の精算事務のため	経理事務員	3		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも令和3年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

令和 3年 3月 26日

〇〇タクシー労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印

〔 〇〇タクシー株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印 〕

〇〇タクシー株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印